

平成28年度 施策評価シート

基本目標	区民と区が協働で「すみだ」をつくる	
政策	530	平和を希求し、人権を尊重するまちをつくる
施策	532	男女共同参画社会を実践する
施策の目標	女性と男性が共に支えあいながら、仕事と家庭等を両立し、あらゆる分野で平等に参画する機会が確保され、個性と能力を発揮している。	

1 基本計画における成果指標

指標名	単位	目標値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
「男女共同が進んでいる」と思う区民の割合	%	53.0	-	-	-	-	49.2

2 1の「成果指標」以外に施策の進捗状況を示す指標

指標名	単位	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
女性センター事業・男女共同参画講演会等参加の延べ人数	人	2,312	1,957	1,874	2,119	2,284
審議会等の女性委員の割合	%	24.0	23.8	24.5	26.4	27.8
カウンセリング・DV相談延べ件数	回	1,214	1,444	1,491	1,618	1,507

3 目標と現状(実績)についての分析

指標の推移・施策の課題や問題点について記述
<p>事業については、男女共同参画の視点を取り入れた防災についての講座を開催するなど、例年時勢にあった内容や対象等の見直しを行い、参加者は増加傾向にある。</p> <p>審議会等の女性委員の割合は、増加傾向にある。</p> <p>相談件数の増加は今後も見込まれ、現在もほぼ予約で埋まっている状態である。DV案件だけでなく、相談内容が複雑化しており、区役所内の関係所管のみならず関係各所との密な連携が必要となってきている。</p>

4 今後の施策の運営方針

施策の戦略的方向性（選択肢に を付ける）
(1) 優先的に資源投入を図る。
(2) 現状維持とする。
(3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る。
(4) 資源投入の縮小を図る。
【上記の判断理由】
<p>経済及び防災の観点からも男女共同参画の推進は不可欠であり、今後も積極的に啓発していく必要があるため。</p>
【今後の具体的な方針】
<p>男女共同参画推進拠点施設として、今後も積極的に事業を展開するとともに、DV等の困難ケースについても引き続き、関係各所と緊密な連携により、DV等の予防・啓発に努める。</p>

5 部内各課で実施しているこの施策に係る事務事業

(単位：千円)

番号	事務事業名	課 名	27年度	事務事業評価 シートの評価結果	部長コメント
			歳出決算額		
1	男女共同参画社会実現のための意識啓発事業	人権同和・男女共同参画課	1,078	現状維持	男女共同参画社会の実現をめざし、施策を総合的かつ計画的に推進する。
2	すみだ女性センター事務事業	人権同和・男女共同参画課	11,307	現状維持	男女共同参画社会の実現をめざし、区民・地域団体と連携して事業を継続する。

【評価結果】

- 拡充：効果が高く、拡充による更なる効果拡大も期待できる。
- 現状維持：効果は高いが、拡充しても効果拡大までは期待できない。
- 改善・見直し：手段の見直しで効果を拡大する必要がある。
- 縮小・統合：効果は高くないが、継続する理由がある。
- 休止、廃止：効果は高くなく、継続する客観的な理由に乏しい。

事務事業名	男女共同参画社会実現のための意識啓発事業		所管課・係	人権同和・男女共同参画課男女共同参画担当
施策	532	男女共同参画社会を实践する	連絡先	03-5608-6512
予算書名称	男女共同参画社会実現の推進事業費		執行実績報告書ページ	P34

1 事業の概要

「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」に基づき、男女が個人として尊重され責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざして、普及・推進・啓発に努める。また、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に努める。 【根拠法令等】 男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、東京都男女平等参画基本条例、墨田区女性と男性の共同参画基本条例	事業開始年度	昭和56年度
	終了予定年度	未定

2 事業の対象・手段・目的(具体的に、限定的に記入してください)

【対象】誰(何)を対象としているのか		に対して
区民、事業者、地域団体等に属するすべての人々		
【手段】どのような方法で行ったのか(具体的な事業内容)		を実施したことで
・男女共同参画意識を高めるための啓発冊子の配布、DV相談カードの配布、意見交換会の開催及びワーク・ライフ・バランスの意識を高めるための企業向けセミナー ・職場や地域の中で、企画、立案、意思決定の場に女性が参画できるよう審議会等における女性委員の任用や公募制の導入についての呼びかけ		
【目的】この事業によって対象をどのような状態にするのか		状態にする。
女性と男性がともに支えあいながら、仕事と家庭生活等を両立し、あらゆる分野で平等に参画する機会が確保され、個性と能力を発揮できる社会が実現した		

目的を達成するための指標

種類	指標名(指標の説明)	単位	年度	H25年度	H26年度	H27年度
活動指標 (手段に対する指標)	男女共同参画社会実現のための講演会、意見交換会等の参加者数	人	目標値	65	65	65
			実績値	60	62	75
成果指標 (目的に対する指標)	審議会等の女性委員の割合	%	目標値	50	30	30
			実績値	25	27	28

目的の達成に対する事業の結果(指標分析と事業実績の要因分析)

・「墨田区男女共同参画推進アンケート」では、男女共同参画に関する区民の意識向上が確認されている。
 ・セミナーでの意識啓発、墨田区男女共同参画推進委員会が行う意見交換会で区民の意見の収集を行っている。
 ・各審議会への女性委員の任用について、改選時期に応じて個別に幹部職員に依頼している。また、女性委員の任用の機会増をめざした公募制の導入についても、委員改選時期に合わせて各課に対し個別に依頼した結果、前年比1.4ポイント増の27.8%となった。年々増加傾向にあるが、平成30年度までに30%とする目標を達成するため今後も引き続き、関係課への働きかけを行っていく。

3 予算・決算状況(金額の単位は全て千円) *歳出は切上げ、歳入は切下げ

科目	款	総務費	項	総務管理費	目	人権同和・男女共同参画推進費	
27年度歳出予算額	1,770	27年度歳出決算額	1,078	27年度執行率	60.9%	28年度歳出予算額	8,855
27財源内訳(決算額)	国庫支出金	都支出金	その他	一般財源			
使用料等の収入の有無	無	無	無	有		収入額	
補助金名称 *複数ある場合は代表的なもの							
27年度実績額		28年度予算額		対象			
開始年度		根拠法令					
算定基準				補助率			

平成28年度 事務事業評価シート

4 視点別の評価(担当者評価)

(1)事業の必要性	評価結果	高い	前年度評価	高い
<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍推進法」が平成28年4月施行され、「墨田区女性の活躍推進のための特定事業主行動計画」に基づく目標値の達成に向けた取組が必要である。 ・男女共同参画基本法に施策の推進を図っていくことが重要と定められ、地方自治体に努力が求められている。 ・男女共同参画社会実現のための継続的な普及啓発活動が必要である。 				
(2)事業の有効性	評価結果	どちらかといえば有効	前年度評価	どちらかといえば有効
<ul style="list-style-type: none"> ・指標の実績値の変化は微増であるが、目標を達成するための手段としては、おおむね適切であると考ええる。 				
(3)事業の効率性	評価結果	どちらかといえば効率的	前年度評価	どちらかといえば効率的
<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体との情報交換や連携の強化を図り、区、都、国などの施策を総合的かつ計画的に推進している。 ・関連の所管課と情報の共有及び連携の強化を図り、効果的な施策の遂行に努めている。 ・セミナーの委託先を検討するなど、事業にかかる経費の低減を図っている。 				
(4)現状と課題	区内事業所のワーク・ライフ・バランスを推進するための意識啓発、企業向けセミナーの講師選定及び集客方法など工夫が必要である。 また、審議会等委員の女性割合を増やすため、引き続き関係課への働きかけが必要である。			

5 総合評価(課長評価)

評価結果	現状維持	判定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍推進法」が平成28年4月施行され、「墨田区女性の活躍推進のための特定事業主行動計画」に基づく目標値の達成に向けた取組が必要である。 ・区民・事業者・地域団体に対して男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発が必要である。
今後の方向性 (見直しの視点)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍推進法」が平成28年4月施行され、「墨田区女性の活躍推進のための特定事業主行動計画」に基づき目標値の達成に向けて取り組む。 ・他自治体との情報交換や連携の強化を図り、区、都、国などの施策を総合的かつ計画的に推進していく。 ・区民・事業者・地域団体に対して男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を継続的に行う。 (平成28年度は10人～300人の事業者向けに、ワーク・ライフ・バランス推進のための実態調査を実施する) 		
平成27年度区議会の質問状況	時期	第1回定例会、予算特別委員会	
	要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の活躍推進法に基づく区内事業への施策について ・協議会設置について ・女性活躍推進法の制定に伴う「墨田区男女共同参画推進プラン」の見直しについて ・特定事業主行動計画について ・管理職における女性登用について、また、その比率の分析について 	

事務事業名	すみだ女性センター事務事業		所管課・係	人権同和・男女共同参画課すみだ女性センター
施策	532	男女共同参画社会を实践する	連絡先	03-5608-1771
予算書名称	維持管理費、事業費、DV対策経費、情報資料コーナー経費		執行実績報告書ページ	P55、P29

1 事業の概要

平成2年「すみだ女性センター条例」が施行され、女性問題の解決を図るため、学習活動支援、情報資料の収集・提供、講座等の開催、女性のための相談事業、自主・交流活動の援助、場の提供等を行っている。平成18年「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」で「男女共同参画の拠点施設」として位置づけられ、各種事業・相談事業をさらに充実させ実施している。 【根拠法令等】 男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、墨田区女性と男性の共同参画基本条例、すみだ女性センター条例	事業開始年度	平成2年
	終了予定年度	未定

2 事業の対象・手段・目的(具体的に、限定的に記入してください)

【対象】誰(何)を対象としているのか		に対して				
区民、女性を主体としたグループ・団体等						
【手段】どのような方法で行ったのか(具体的な事業内容)		を実施したことで				
男女共同参画に関する講座・講演会の実施、DV等女性に対する相談事業の実施、情報資料の収集及び提供、交流活動及び場の提供						
【目的】この事業によって対象をどのような状態にするのか		状態にする。				
女性と男性がともに支え合いながら、あらゆる分野で平等に参画する機会が確保され、個性と能力を發揮している						
目的を達成するための指標						
種類	指標名(指標の説明)	単位	年度	H25年度	H26年度	H27年度
活動指標 (手段に対する指標)	事業参加延人数	人	目標値	2,200	2,200	2,200
			実績値	1,814	2,119	2,209
成果指標 (目的に対する指標)	女性のためのカウンセリング&DV相談件数	件	目標値	1,300	1,500	1,650
			実績値	1,491	1,618	1,507
目的の達成に対する事業の結果(指標分析と事業実績の要因分析)						
・男女共同参画に関する意識啓発事業として情報誌の発行等を行っている。また、昨年は、開館25周年記念事業や「すずかけまつり」等各種講座を区民との協働で実施し、普及啓発に効果があった。 ・女性のためのカウンセリング&DV相談事業は、DVなどの深刻な事例が増加傾向にあり、事業の重要度が高まっている。						

3 予算・決算状況(金額の単位は全て千円) *歳出は切上げ、歳入は切下げ

科目	款	区民生活費	項	区民施設費	目	女性センター費	
27年度歳出予算額	12,063	27年度歳出決算額	11,307	27年度執行率	93.7%	28年度歳出予算額	11,460
27財源内訳(決算額)	国庫支出金	都支出金	その他	一般財源			
	無	無	無	有			
使用料等の収入の有無	有	使用料等名称	女性センター使用料			収入額	4,796
補助金名称 *複数ある場合は代表的なもの		すずかけひろば実行委員会					
27年度実績額	350	28年度予算額	150	対象	すずかけひろば実行委員会		
開始年度	平成22年度	根拠法令	すずかけひろば実行委員会等補助金交付要綱				
算定基準	単年度ごとの補助、実行委員会に対する補助			補助率	実施経費100%		

平成28年度 事務事業評価シート

4 視点別の評価(担当者評価)

(1)事業の必要性	評価結果	高い	前年度評価	どちらかといえば必要
<p>・男女共同参画社会の実現を目指して、意識啓発・人材育成等の各種事業を実施する必要がある。</p>				
(2)事業の有効性	評価結果	どちらかといえば有効	前年度評価	どちらかといえば有効
<p>・男女共同参画に関する講座・講演会の実施、情報資料の収集及び提供により、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発が図られている。</p>				
(3)事業の効率性	評価結果	どちらかといえば効率的	前年度評価	どちらかといえば効率的
<p>・啓発冊子「すずかけ」は男女共同参画情報誌「にじ」との統合を図り効率性を高めるとともに、内容の充実に努めている。 ・男女共同参画に関する意識啓発事業として発行している情報誌「すずかけ」の発行や「すずかけひろば」等各種講座実施において、区民からなる運営委員会及び協力委員会、すみだ女性センター登録団体との協働で実施することにより、地域への周知を図っている。</p>				
(4)現状と課題	より多くの区民へ男女共同参画を推進していくことが課題である。			

5 総合評価(課長評価)

評価結果	現状維持	判定理由	行政が率先して継続啓発すべき分野であるため。
今後の方向性 (見直しの視点)	平成28年4月に「女性活躍推進法」が施行されたことを受け、女性が自らの意志に基づいて活躍し、男女共同参画社会が実現できるよう、すみだ女性センターの事業を充実させていく。		
平成27年度区議会の質問状況	時期	決算特別委員会	予算特別委員会
	要旨	再就職支援講座について	就職前女性能力開発講座の実施について